

議案第16号

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立社会教育センター処務規則（平成元年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に、「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課長」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課長」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の職員は、杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課の職員のうちから、杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課長（以下「地域の学び推進課長」という。）が配属する。</p> <p>(職責)</p> <p>第5条 所長は、地域の学び推進課長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員（主査を除く。）を指揮監督する。</p> <p>2 主査は、地域の学び推進課長の命を受け、センターの事務のうち、専門的な事務等処理する。</p> <p>3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、地域の学び推進課長に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の職員は、杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課の職員のうちから、杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課長（以下「生涯学習推進課長」という。）が配属する。</p> <p>(職責)</p> <p>第5条 所長は、生涯学習推進課長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員（主査を除く。）を指揮監督する。</p> <p>2 主査は、生涯学習推進課長の命を受け、センターの事務のうち、専門的な事務等処理する。</p> <p>3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、生涯学習推進課長に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>